

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
電子カルテシステム ネットワーク機器更新 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和3年10月14日	富士通Japan株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	137,610,000円	電子カルテシステムの現行環境を設計・構築した業者が富士通Japan株式会社であり、病院システムを包括的に理解したうえでの更新計画が可能であるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
電子カルテシステム保 険証枝番対応 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和3年10月14日	富士通Japan株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	1,320,000円	電子カルテシステムの業者が富士通Japan株式会社あるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
内視鏡システム保守委 託契約(ファインアシス トライト) 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和3年10月13日	富士フィルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30 富士フィルム西麻布ビル	1,003,200円	システムの製造業者が富士フィルム株式会社であり、販売店が関連会社である富士フィルムメディカル株式会社であるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
内視鏡システム保守委 託契約 1式 (内視鏡 室)	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和3年10月13日	富士フィルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30 富士フィルム西麻布ビル	5,551,700円	システムの製造業者が富士フィルム株式会社であり、販売店が関連会社である富士フィルムメディカル株式会社であるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
蒸気式回転窯 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和3年10月12日	株式会社新郷厨房 東京都足立区入谷1-19-12	1,210,000円	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、随意契約とするものであること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
外来サイン改修工事 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 総務課	令和3年10月1日	株式会社プルアンドプッシュ 東京都目黒区中目黒3-1-5 YKビル3F	6,375,600円	契約業者は、当センターの既設サインを設置した業者であり、過去の実績により必要な能力及び経験を有し迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
AOCシステム保守 1式	東京都渋谷区広尾4-1-23 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和3年11月29日	富士フィルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30	1,240,800円	当該システムは富士フィルムの放射線画像システムに接続していること。また、保守については購入した代理店及び製造したメーカーにより実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
磁気共鳴診断装置 2式	東京都渋谷区広尾4-1-23 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和3年11月11日	株式会社イノメディックス 東京都文京区湯島2-16-11	32,972,600円	保守については、購入した代理店及び製造したメーカーにより実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
受変電設備におけるSPD(避雷器)改修工事(SS1、SS3の非常系統) 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 総務課	令和3年10月26日	TMES株式会社 東京都港区芝4-13-23 MS芝浦ビル8階	6,380,000円	契約業者は当センターの施設設備管理運営業務を委託している業者であり、過去の実績により必要な能力及び経験を有し迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
病理診断及び解析用PC 1式	東京都渋谷区広尾4-1-23 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和3年11月30日	株式会社日興商会 東京都品川区大崎5-3-6	1,540,000円	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、随意契約とするものであること。	

- 備考
- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
 - (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
 - (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。